

第6節 地域リハビリテーション支援推進事業

石川県では、平成14年度より高齢や障害のある住民が、寝たきりや要介護状態になることを予防する介護予防を推進するため、リハビリテーションが総合的かつ一貫性をもって提供され、また身近な市町で日常生活動作の仕方や趣味活動、社会活動の方法を相談でき、さらに、必要に応じ適切な福祉用具を活用しつつ自立支援（指導）が受けられるよう、地域リハビリテーション支援推進事業を実施している。

1 地域リハビリテーション実務者研修会

（石川県リハビリテーションセンター主催の研修に共催実施）

(1) 目的

施設や在宅における高齢者の生活機能低下を防止するためには、生活機能に係る状態をアセスメントし、自己能力を活用し生活を自立して過ごせるようにするためのリハビリテーションサービスを充実する必要がある。

そこで、高齢者のサービス担当者を対象に生活機能向上に向けた具体的なアプローチ方法について学び、生活期リハビリテーションの充実を図ることを目的とする。

(2) 開催日時

平成23年10月14日（金）

10時20分～15時50分

(3) 対象者

介護老人保健施設、介護老人福祉施設、通所介護、通所リハビリテーション、居宅介護支援事業所、市町地域包括支援センター等職員

(4) 内容及び参加者

「生活期リハビリテーションの具体的なアプローチ」

参加者：26名

講義

①「生活期リハビリテーションとは」

講師 石川県リハビリテーションセンター

作業療法士 濱 昌代 氏

②「日常生活動作に対するアプローチ」

講師 久藤総合病院

作業療法士 大西 信勝 氏

③「廃用症候群に対するアプローチ」

講師 リハビリマネジメントオフィス

みんなと

理学療法士 三ツ田 佳代 氏

④「コミュニケーション障害に対するアプローチ」

講師 加賀温泉病院

言語聴覚士 小森 賢治 氏

2 福祉用具・住宅改修相談支援事業

石川県では、平成10年度より地域における高齢者や障害者の自立と社会参加を促進するため、福祉用具や住宅改修等の相談に応ずるとともに、福祉用具等の普及を図る目的で、当センター及び能登北部保健福祉センターに福祉用具・住宅改修相談センターを設置した。平成14年度より、地域リハビリテーション支援推進事業の一環として実施している。実施にあたっては、県リハビリテーションセンターとの連携のもと、地域での福祉用具の相談や普及、住宅改修に対する支援を行っている。

(1) 福祉用具の展示・試用

平成23年度の福祉用具の試用貸し出し状況については、延べ10件だった（表1）。

表1 福祉用具貸し出し状況

福祉用具種別	貸出件数
車いす	3
排泄用具	0
入浴用具	0
移乗補助具	0
その他	7
合計	10

(2) 福祉用具実技研修会

(石川県リハビリテーションセンター主催の研修に共催実施)

ア 目的

高齢者や身体等に障がいのある方は、いすや車いすを利用した座位姿勢で日常生活を送る方が多い。そのため、安定した座位姿勢をとり、生活環境を整えると、日常生活動作が行いやすくなり、自立度の向上や介助量の軽減に繋がる。特に食事は、日常生活において日々繰り返される習慣的な動作であり、動作の仕方や介助がどの程度必要かによって、日々の生活や社会参加に大きく影響する。

そこで、生活動作と環境、車いすとの関係について、食事動作をテーマとした知識や技術について学ぶことを目的とする。

イ 開催日時

平成 23 年 6 月 29 日 (水)

10 時 30 分～15 時 30 分

ウ 内容

テーマ：「動作・環境・車いすを考える
～食事編～」

・講義

講師 石川県リハビリテーションセンター
作業療法士 橘 裕子 氏

・実技

講師 石川県リハビリテーションセンター
作業療法士 寺田 佳代 氏

エ 参加者

介護保険法及び自立支援法関連施設職員、介護支援専門員等 32名